豊川信用金庫

令和７年10月

口座開設されるお客さまへ

当金庫では、犯罪収益移転防止法や金融犯罪防止の観点から口座開設の際に以下の点について、ご協力をお願いしております。

1. お取引店について

お客さまのご自宅や、ご勤務先の近くの営業店での取引をお願いしております。
遠方の営業店で口座開設をご希望のお客さまは、ご事情等をお伺いしております。お伺いした内容によっては口座開設をお断りすることがございます。

2. 複数の口座開設について

原則として、お１人さまにつき１口座でお願いしております。
すでに当金庫の口座をお持ちの場合は、同口座のご利用をお願いいたします。
複数の口座開設が必要な場合は、その必要理由をお伺いしております、理由によっては口座の開設をお断りする場合がございます。

3. 本人確認書類について

ご本人さまの確認のため、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認書類の提示をお願いしております。
顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、当金庫において指定する書類の提示をお願いいたします。

4. 口座売買等の禁止について

口座の売買・譲渡・譲受・貸借は犯罪行為となり法律で禁止されています。
そのような犯罪行為が行われた場合は、当金庫から損害賠償請求といった厳格な対応が行われるだけでなく、他の金融機関においても口座の開設や利用ができなくなる場合がございます。

5. 法人名義口座の開設について

新たに口座開設をご希望する法人のお客さまにつきましては、確認に数日程お時間をいただいております。また、取引内容や目的により、口座開設をお断りする場合がございます。

以　上